

相談を申し込まれる方へ

当センターの相談手続は、土地の境界に関するトラブルの内容をお聞きして、その解決方法を助言するものです。

トラブルになっている土地を見たり、トラブルの相手方に連絡をしたり、また説得したりするものではありません。

※ 相談申込みの際は、トラブルの状況が分かる資料を提出して下さい。

(申込み)

相談の申込みは、所定の相談申込書、必要な書面及び参考資料並びに相談手数料とともに当センター事務局へ提出願います。

家族等の同席が必要な方は、予め補佐人の選任申請書を当センターに提出し、許可を得たうえで相談を申し込んでください。

参考資料のうち、法務局にて交付を受けられるものについては、依頼により当センターにて収集しますので調査等依頼書及び資料調査費用を添えてご依頼下さい。

※ 申込みの内容によっては、相談をお受けできない場合もございます。

(相談期日・場所)

相談は、紛争地が属する県内の各地区（北信・東信・南信・中信）内で、当センターが指定する場所及び日時にお受けします。

※ 相談を申出られた後に日時・場所を通知いたします。

(手続費用等)

- ・相談手数料 5,000円（消費税別途）2時間以内です。
- ・資料調査費用 10,000円（消費税別途）収入印紙代等は別途負担となります。

境界問題解決支援センター長野

〒380-0872 長野市大字南長野妻科 399 番地 2

長野県土地家屋調査士会会館内

TEL 026-232-5501

相談時に必要な書類一覧

番号	種 類	摘 要	発行所	チェック
1	公図又は地図の写し	法務局で地図の写しを請求してください。	法務局	<input type="checkbox"/>
2	紛争地の土地の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)	3ヶ月以内のもの	法務局	<input type="checkbox"/>
3	地積測量図	法務局であなたの土地と相手方の土地の地積測量図の写しを請求してください。(法務局にない場合もあります)	法務局	<input type="checkbox"/>
4	案内図	場所がわかる地図(住宅地 図等)		<input type="checkbox"/>
5	相手方土地の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)	3ヶ月以内のもの	法務局	<input type="checkbox"/>
6	現況平面図	紛争地の状況を記した図 (手書きでも結構です)		<input type="checkbox"/>
7	写真	紛争地の状況がわかるもの		<input type="checkbox"/>
8	その他境界に関する資料	上記の公的資料の他に お手持ちの資料がありましたら お持ち下さい		<input type="checkbox"/>
9	法人登記簿謄本	申込人が法人のとき	法務局	<input type="checkbox"/>
10	代理権限証書(委任状)	代理人が出席するとき		<input type="checkbox"/>

* 上記の書類が不足していると個別具体的な相談ができませんので、御協力願います。

* ご不明の点は当センター事務局までお問い合わせ下さい。